

役場庁舎の耐震補強工事がはじまります

下仁田町役場庁舎は、昭和49年に建設され今年で40年が経過します。

役場庁舎については「下仁田町震災対策計画」において、災害対策本部設置場所に定められており、町民の皆様の安全を守り、情報提供を行う重要な防災拠点として高い耐震性が必要です。

平成23年度に実施した耐震診断では「耐震性能は高いが補強する必要がある」との判定を受けました。このことから、今年度、国の補助事業を活用して庁舎耐震補強工事を実施することとなり、あわせて庁舎内エレベーター設置や内外装の改修、バリアフリー工事等の改修工事を行う予定です。

なお、補強工事は、平成27年3月まで予定されており、役場の通常事務をおこないながらの工事となりますので、工事期間中、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成26年度から

◆国民健康保険税(料)の賦課限度額を引き上げます

所得の高い人でも、国民健康保険税(料)の負担については賦課限度額が決まっています。

所得に応じた保険税(料)の納付となるように賦課限度額が引き上げられます。これにより中間所得層の被保険者に配慮した保険税(料)設定となります。

保険税(料)の 賦課限度額の 見直し		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合計
	これまで	51万円	14万円	12万円	77万円
	見直し後	51万円	16万円	14万円	81万円

●所得の低い人への保険税(料)の軽減措置が拡充されます

世帯の前年中の所得が定められた所得基準を下回っている場合は、保険税(料)の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税(料)を軽減される人が拡大されます。

①5割軽減の拡大	②2割軽減の拡大
・2人世帯以上が軽減の対象でしたが、単身世帯も対象となりました。 ・軽減対象となる基準額が引き上げられました。	・軽減対象となる基準額が引き上げられました。
これまで	これまで
基準額33万円+24.5万円×(被保険者数―世帯主)以下	基準額33万円+35万円×被保険者数以下
夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約147万円以下	夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約223万円以下
改正後	改正後
基準額33万円+24.5万円×被保険者数以下	基準額33万円+45万円×被保険者数以下
夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約178万円以下	夫婦2人、子1人で夫の給与収入のみで約266万円以下

国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

7月中に保険証や受給者証を郵送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証や国民健康保険高齢受給者証、福祉医療費受給資格者証は、7月31日で有効期限が切れます。引き続き対象となる人には、7月中に新しい被保険者証、受給者証、受給資格者証を発送します。8月1日から使用してください。

後期高齢者医療被保険者証

《対象》75歳以上の人、または65歳～74歳までの障害認定を受けていて後期高齢者医療被保険者証をすでに持っている人です。

新しい被保険者証(紫色)が届きましたら、氏名、住所、生年月日等を確認していただき、今まで使用していた被保険者証は、ご自分で破棄してください。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、被保険者証と同じく7月31日に期限が切れます。新しい認定証を被保険者証に同封しますので、ご確認ください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と、入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。住民税非課税世帯の被保険者の方で、交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。

※希望者には保険証を「簡易書留」でお送りします。ご希望の方は7月17日までに国保へご連絡ください。

70～74歳の人の国民健康保険高齢受給者証

《対象》国民健康保険に加入している70～74歳までの人(後期高齢者医療制度加入者は除く)です。

《有効期限》来年の7月31日か満75歳になる前日までです。

ひとり親家庭や障害のある人の福祉医療費受給資格者証

《対象》18歳未満の子どもがいるひとり親家庭や、一定の障害のある人で、すでに福祉医療費受給資格者証を持っている人です。

※対象となる人で、平成26年度の住民税などの申告や資格の確認が必要な人には、その旨を通知します。

高額療養費支給申請

《対象》国民健康保険に入っていて、ひと月の医療費が一定額(限度額)を超えた人には、払いすぎた分を還付しています。月ごとに計算し、該当となった人にはハガキでお知らせします。申請には領収書が必要になりますので、病院や調剤薬局で出す領収書や明細書は必ず保管しておいてください(入院等による高額支払以外でも還付金が発生する場合があります)。

不法投棄を見かけたら通報ください!

夜間や早朝、人目につかないところで、ごみの投棄を繰り返す悪質な不法投棄が発生しています。不法投棄を見かけたら、早期発見・早期撤去のため通報をお願いします。

■問い合わせ 健康課環境係(保健センター内) ☎82-5490
廃棄物110番 ☎0120-81-5324
西部環境森林事務所廃棄物係 ☎027-323-4021